

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
12月7日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）……………
- 告示  
家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告（畜産振興課）……………
- 公告  
道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 公告  
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………



山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月七日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第八十六号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「準住居地域」の下に「田園住居地域」を加える。

別表第十七の附表地域の欄中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改め、同表の備考1中「第二種低層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を、「第二種低層住居専用地域」の下に「田園住居地

域」を加える。  
別表第十八地域の欄中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改め、同表の備考1中「第二種低層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を、「第二種低層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。



### 山口県告示第四百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十二条の規定により、次のとおり報告を求める。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（平成三十年山口県告示第四百二号）は、廃止する。

平成三十年十二月七日

山口県知事 村岡 嗣政

#### 一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため

#### 二 報告すべき者

報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者

#### 三 報告すべき事項

二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間（初回の報告にあつては、平成三十年十二月三日から同月九日までの間）に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項

#### 四 報告書の提出期限

報告の対象となる期間の初日の属する週の翌週の月曜日正午（初回の報告にあつては、平成三十年十二月十日正午）

#### 五 報告書の提出先

二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

六 その他  
高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

### 山口県告示第四百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字西豊井字土井八八一の一及び八八一の一五	四・〇 五・〇	四八・〇	平成三〇、 一一、 二七



#### (二七八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成三十年十二月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
熊毛郡田布施町大字下田布施字飾り及び字国信
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊毛郡田布施町大字下田布施七〇四番地の一  
マツト株式会社

平成三十年十二月七日印刷  
平成三十年十二月七日発行

発行人

山口県庁  
山口県知事